



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 4 0 号

令和3年(2021年)5月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について ( " ) 3
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	● 公 告
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	1	○認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について (市民協働推進課) 3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について ( " )	2	● 監査公表
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について ( " )	2	○監査公表 (第9号・第10号) (監査事務局) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について ( " )	2	● 公営企業告示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について ( " )	2	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について (経営企画課) 8
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について ( " ) 8

## 告 示

●金沢市告示第159号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
千木町会	代表者の氏名及び住所	北 純一 金沢市千木町ヲ75番地	宮本 一也 金沢市千木町ヲ43番地	令和3年4月1日
太陽が丘あおぞら町会	代表者の氏名及び住所	大西 宏明 金沢市太陽が丘3丁目152番地	坂江 一郎 金沢市太陽が丘3丁目151番地	令和3年4月18日
中通り町町会	主たる事務所の所在地	金沢市森山1丁目17番10号	金沢市森山1丁目25番2号	令和3年4月18日
	代表者の氏名及び住所	山本 義和 金沢市森山1丁目17番10号	田中 宏和 金沢市森山1丁目25番2号	

●金沢市告示第160号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
こじま内科クリニック	金沢市豊穂町3番地	内科	小島 好司	令和3年3月24日

●金沢市告示第161号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	呼吸器外科	常塚 宣男	令和3年2月28日
結城病院	金沢市円光寺3丁目21番7号	神経内科	平尾 正人	令和2年12月31日

●金沢市告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710104165	パートナーズ金沢南	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	株式会社さくらパートナーズ	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	同行援護	特定なし	令和3年3月31日

●金沢市告示第163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 薬局

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
オーサム薬局	金沢市新保本4丁目65番16号	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
このは薬局	金沢市高尾南3丁目109番地	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
スギ薬局西金沢店	金沢市西金沢3丁目196番地1	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
若草薬局	金沢市若草町8番26号	育成医療、更生医療	令和3年4月1日

2 訪問看護

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉金沢	金沢市問屋町1丁目108番地	更生医療	令和3年4月1日

●金沢市告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定によ

り指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 病院・診療所

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	担当しようとする医療の種類	指定更新年月日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	育成医療、更生医療	腎移植に関する医療	令和3年4月1日

## 2 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
アイリスあおぞら薬局	金沢市西念2丁目36番5号	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
V・drug 古府薬局	金沢市古府1丁目121番地	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
リフル大浦薬局	金沢市大浦町口1番地3	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
鞍月トモコ薬局	金沢市鞍月5丁目225番地	育成医療、更生医療	令和3年4月1日
石引ファーマライズ薬局	金沢市石引1丁目8番8号	育成医療、更生医療	令和3年6月1日
金沢ファーマライズ薬局	金沢市小坂町北142番地	育成医療、更生医療	令和3年6月1日
沖町ファーマライズ薬局	金沢市沖町二33番地	育成医療、更生医療	令和3年6月1日

### ●金沢市告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条第3号の規定により告示します。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
あいう薬局 彦三店	金沢市安江町3番26号 武蔵パリエ1階	育成医療、更生医療	令和2年11月30日
クスリのアオキ御経塚薬局	金沢市上荒屋1丁目222番地	育成医療、更生医療	令和3年1月31日
このは薬局	金沢市高尾南3丁目109番地	育成医療、更生医療	令和2年12月31日
ファーマライズ薬局 西金沢店	金沢市米泉町10丁目1番地160 朱鷺の苑かがやき1階	育成医療、更生医療	令和2年12月7日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため当該不動産に係る同条第2項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

令和3年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

### (1) 名称

## 矢木町会

## (2) 区域

町 の 名 称	地 番
矢木1丁目	全部
矢木2丁目	22番地から27番地まで、395番地、396番地、399番地3、399番地4及び401番地から407番地までを除く全部
矢木3丁目	218番地を除く全部

## (3) 主たる事務所

金沢市矢木2丁目91番地

## 2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産に関する事項

## (1) 土地

	地 目	面 積	所 在 地
①	雑 種 地	348㎡	金沢市矢木2丁目90番
②	雑 種 地	279㎡	金沢市矢木2丁目91番1
③	雑 種 地	12㎡	金沢市矢木2丁目436番

## (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

2(1)①及び② 上代一吉ほか16名

氏名又は名称	住 所
北川 和子	金沢市矢木2丁目73番地
吉田 正夫	金沢市矢木2丁目74番地
吉田 珠恵	金沢市矢木2丁目76番地
上代 一吉	金沢市矢木2丁目68番地
中川 智恵子	金沢市矢木2丁目79番地
中川 義明	金沢市矢木2丁目81番地
中川 正夫	金沢市矢木2丁目82番地
野城 直治	金沢市矢木2丁目85番地
上代 召一	金沢市矢木2丁目87番地
米林 昌子	金沢市矢木2丁目106番地
清水 信雄	松任市西柏町2番地5
北川 一成	金沢市矢木2丁目138番地1
中川 知明	金沢市矢木2丁目99番地
中川 富子	金沢市矢木2丁目98番地
中川 七朗	金沢市矢木2丁目97番地
中川 正信	金沢市矢木2丁目96番地
北川 金剛	金沢市矢木2丁目233番地

2(1)③ 上代一吉ほか16名

氏名又は名称	住 所
北川 外男	金沢市矢木2丁目73番地
吉田 正夫	金沢市矢木2丁目74番地
吉田 潔	金沢市矢木2丁目76番地
上代 一吉	金沢市矢木2丁目68番地
中川 一信	金沢市矢木2丁目79番地
中川 義男	金沢市矢木2丁目81番地
中川 正夫	金沢市矢木2丁目82番地

野城 直治	金沢市矢木2丁目85番地
上代 召一	金沢市矢木2丁目87番地
米林 健	金沢市矢木2丁目106番地
清水 信雄	松任市西柏町2番地5
北川 寛	金沢市矢木2丁目101番地
中川 知明	金沢市矢木2丁目99番地
中川 政二	金沢市矢木2丁目98番地
中川 優	金沢市矢木2丁目97番地
中川 正信	金沢市矢木2丁目96番地
北川 金剛	金沢市矢木2丁目233番地

3 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和3年5月11日から同年8月12日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を提出（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

(3) 提出先

金沢市市民局市民協働推進課

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年5月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月14日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日（平成21年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>学校給食費に係る事務の見直し改善について</p> <p>学校給食費に係る事務については、各学校の私会計として経理を行っているが、学校給食業務が単独校方式から共同調理場方式へと移行しており、一方、学校給食費の未納問題も生じるなど状況が変化していることから、学校給食の実施に関する権限と責任のあり方を再検討のうえ明確化し、適正かつ円滑に事務が執行されるよう改善されたい。</p>	<p>学校給食費に係る事務について検討した結果、現在私会計として、学校が行っている給食費の徴収・管理等については、令和4年1月から公会計への移行を予定している。</p> <p>公会計化により給食費の徴収等は教育委員会で行うことで、事務の効率化、透明性の向上及び教職員の負担軽減等の改善を図り、適正かつ円滑な事務の執行を行ってまいりたい。</p>

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年5月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月26日
- (2) 措置を講じた局等 総務局資産税課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日（平成29年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・課税事務の正確性について 意見（63ページ）</p> <p>減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>より正確に対象資産を把握するため、減価償却明細書の写しの提出について、償却資産申告の手引きに記載し、所有者に協力を求めるとともに、減価償却明細書と課税明細書を照合する実地調査を開始した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月26日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局農業水産振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・中山間地域活性化トライアル推進事業費について 意見（27ページ）</p> <p>補助事業実績報告書の審査では、書類の確認漏れがないように慎重に審査する必要がある。</p>	<p>中山間地域活性化トライアル推進事業費を完了し、新規事業として開始した地域資源活用型トライアル推進事業において、書類の確認漏れがないよう、チェックリストを作成した。</p>
<p>・農業後継者分家住宅等建築支援費について 意見（41ページ）</p> <p>補助金の利用実績が極めて少ない。当該事業を積極的に推進するという方針であるならば、中山間地域への移住者・定住者促進のため、支援内容の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>中山間地域への移住・定住促進のため、奨励金に係る多子世帯加算を廃止するとともに、45歳未満の者への加算を新設し、支援内容を見直した。</p>
<p>・金沢湯涌みどりの里の設備管理について 意見（45ページ）</p> <p>市所有の設備と他の団体が所有する設備を明確に区別し、適切に管理する必要がある。</p>	<p>市所有の設備と他の団体が所有する設備を明確に区別するため、各設備に所有団体名のラベルを貼り付けるとともに、他団体の所有する備品については、常時決めら</p>

<p>・金沢湯涌みどりの里の現金管理について 意見(45ページ) 現金の盗難等防止対策を講じる必要がある。</p> <p>・学校体験農園推進事業費について 指摘事項(52ページ) 委託料の算定では、事業実施要領の内容を適切に把握し、算定要件となる事項をしっかりと確認した上で事務処理を行うべきである。</p> <p>・加賀野菜等ブランド力向上事業費について 意見(76ページ) ブランド協会の構成員として、加賀野菜取扱店登録制度推進事業及び加賀野菜加工品認証制度推進事業について、事業内容の見直しを議論する必要がある。</p> <p>・内水面漁業振興事業費について 意見(188ページ) 補助金額が事業総額の一定割合とされている補助事業の場合は、事業総額が正しいことの心証を市が得ることが必要であることから、実績報告書における収支決算書について、その内訳を詳細に記載することを求める必要がある。</p> <p>・水産業資金利子補給費について 意見(190ページ) 石川県が主体の事業であって金沢市が事業内容の決定に強く関与していない場合であっても、関係する法令等への準拠性に係る資料は入手、保管する必要がある。</p>	<p>れたスペースに収納することとした。</p> <p>現金の盗難等防止のため、現金出納帳を作成し、現金収受の記録を農業水産振興課員が確認することとした。</p> <p>委託料を適切に算定するため、事業申込書の農園面積及び栽培農地面積記載欄を改めるとともに、記入方法をより詳細に記載した。</p> <p>金沢市農産物ブランド協会で協議した結果、加賀野菜取扱店登録制度推進事業及び加賀野菜加工品認証制度推進事業を見直し、金沢市が飲食店と連携したフェアの開催等の事業や加工品開発の支援事業を新設した。</p> <p>事業総額が正しいことを確認するため、令和元年度より、補助事業実績報告時に、担当職員による実地検査を行い、会計帳簿及び領収書を確認することとした。</p> <p>関係する法令等への準拠性を確認するため、県の承諾書及び借入に関する書類の写しを添付することとした。</p>
---	---

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日      令和3年4月26日
- (2) 措置を講じた局等              農林水産局農業基盤整備課
- (3) 監査結果の公表年月日        平成31年4月11日(平成31年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・農道舗装事業費について 意見(131ページ) 事業の公平性を確保するため、事業を選定する際の採択基準を明確にする必要がある。</p> <p>・幹線用排水路の管理について 意見(134ページ)</p>	<p>事業の公平性を確保するため、農道舗装事業事務取扱要領を改正し、採択基準を明確にした。</p>

<p>幹線用排水路の管理者である地元生産組合に対して、浸水害防止のため、幹線用排水路の適正な維持管理等について周知する必要がある。</p> <p>・幹線用排水路浚渫事業費について 意見（134ページ）</p> <p>事業の公平性を確保するため、過去の事業活動から作成した「危険性の高い幹線用排水路」のリストが必要である。また、事業を選定する際の採択基準を明確にする必要がある。</p>	<p>浸水害防止のため、地元生産組合に対して、幹線用排水路の適正な維持管理を行うよう周知した。</p> <p>事業の公平性を確保するため、危険性の高い幹線用排水路のリストを作成するとともに、幹線用排水路浚渫事業事務取扱要領を改正し、採択基準を明確にした。</p>
--	---

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日      令和3年4月26日
- (2) 措置を講じた局等              教育委員会学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日        令和2年4月13日（令和2年監査公表第9号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・教材整備費 教材整備費（小学校）について 意見（117ページ）</p> <p>需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。</p>	<p>需用費及び備品購入費を適正に配分するため、配当根拠資料の計算式を訂正した上で、複数人での確認作業を行うこととした。</p>

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第15号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年5月11日

金沢市公営企業管理者      平      嶋      正      実

- 1 令和3年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,060円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 61,210円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 47,460円
- 2 原料価格変動額 42,000円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 47,460円（1トン当たり平均原料価格）＝ 42,000円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－42,000円（原料価格変動額）/ 100円×0.082円  
この結果、令和3年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から34.44円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

### ●金沢市公営企業告示第16号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年5月11日



金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 61,210円
- 2 原料価格変動額 25,100円  
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 61,210円(1トン当たり平均原料価格) = 25,100円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 25,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、令和3年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から51.21円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和3年(2021年)5月11日 印刷  
令和3年(2021年)5月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄